

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和5年7月3日
経済産業省
貿易管理課

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正案に対する意見募集について、令和5年4月24日から同年5月26日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	電子メールによる提出に反対はしないが、行政機関ごとに異なる手続きの一本化を行うことが優先すべき課題。システムごとにアカウントを作成する必要がある現状が無駄なので経産省内だけでも一本化できないのか？ 効率化のために手順を定めたガイドが必要	輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）は、貿易関連の行政手続きや民間業務をオンラインで行うシステムで、経済産業省の関係では、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告の際の輸出入許可・承認証等の裏書き処理に至る輸入手続を電子化したシステムとなっております。引き続き、効率化に向けた取組を進めてまいります。
2	添付書類は、PPAPでも任意の外部ストレージ利用でも可能か？ また、圧縮ソフトのフォーマットはどれでも問題ないのか？ ファイル形式に特定の指定は無いのか？など	電子メールにて添付いただく書類の電子媒体について、特段様態の制約はありません。また、PPAPや外部ストレージなどの送信方法につきましては、利用の際に個別にご相談いただけますと幸いです。
3	・意見募集要領1.の5行目「同規則等」は「同令等」の誤りではないか。 ・意見募集要領6.の7行目「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律」はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い廃止されているところ、「個人情報の保護に関する法律」の誤りではないか。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の内容を踏まえ、改正案を改めて確認をしましたが、訂正すべき箇所はなかったため、原案のとおりといたします。

<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定手続等に係る申請者の届出について」3.(4)②の改正規定について、住民票も登記簿謄本も原本は市役所、法務局等にあるものであり「原本の提出」の意味するところが明らかでない。 ・経済産業大臣が当該求めをする場合、行政手続法第37条との関係で「当該届出をすべき手続上の義務」はいつ果たされたこととなるのか。求めに応じた後なのか否か。 	<p>3.(4)②及び4.(1)②(ロ)に記載している「原本」については、住民票あるいは登記簿謄本等の請求者が窓口等で交付を受けたものを指しているとお考えください。</p> <p>「原本の提出」は、本届出の要件に適合しているか確認を行うための一環として求めることがあります。この場合においては、要件の適合を確認できる書類が受付窓口に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたこととなります。</p>
<p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当個所 今回の改正内容について全般的に（電子メールの利用に関して） ・意見内容 経済産業省は、電子メールの利用について、方法を定めて（電子署名の利用等の内容が記載されていると思われるが。）、その方法が問題の無いものである事を示し、その上で、再度意見公募を行い、国民による意見の受付を行い、案件についての検討を行う事をされたい。 ・理由 電子メールの利用については、正当性確保の観点で危険性があるのではないかと考える。 偽造あるいは変造された電子メールである可能性を経済産業省はどの様に検証・判断するのであろうか？ 通常、例えばFAXであれば、それは電話回線がその正当性の保証になっているであろう（電話番号は、ある時において高い唯一性が存在するものであり、電話番号からの相手の特定も行え、また他の者が騙る事もナンバーディスプレイ機能などがあれば相当に困難である。）。 しかし、電子メールは、電子メールのヘッダにおいて偽造可能な部分については、全て偽造されうるものなのである。それを、経済産業省はどの様に検証・判断するのであろうか。 	<p>経済産業省の所管する行政手続については、「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第3項第三号において、「電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法」を規定しており、今般の改正もそれに準じております。ご理解、ご協力をいただけますと幸いです。</p>

	<p>電子メールの行政事務における利用について、完全に反対する立場ではないのであるが、その安全性・正当性等の確保がちゃんと出来ていないのであれば、その利用には反対である。(その点ではまだFAXの方がマシであったりするので。ダサイ？なら電子メールで安全性と正当性を確保するための方法を示すべきである。それすらも出来ないのであれば、ダサイ云々とかでなく論外である。)</p> <p>経済産業省は、電子メールの利用について、方法を定めて(電子署名の利用等の内容が記載されていると思われるが)、その方法が問題の無いものである事を示し、その上で、再度意見公募を行い、国民による意見の受付を行い、案件についての検討を行う事をされたい。</p> <p>(湾港の利用・輸出入が関係するような事務において、いい加減な手続での事務処理を行おうとしようとしなくていただきたい。)</p>	
--	--	--

※寄せられた意見のうち、本意見募集とは関係ない部分は含んでおりません。